保育補助者雇上費貸付申請手続・契約等の流れ

栃木県社会福祉協議会（とちぎ保育士・保育所支援センター）

申請者（保育所等）

申請

貸付決定通知書

審査・貸付決定

契約

1 借用証書
2 印鑑証明書
3振込口座届出書

交付（年2回　実績払い　原則9月・3月交付）

資金交付

【毎年6月まで】当該年度分の貸付金交付に係る書類提出

1 業務従事証明（前年度分）2保育士勤務環境改善報告書（前年度分）
3 当該年度分の市町に提出した処遇改善加算認定申請書（別紙様式1 処遇改善等加算Ⅰにかかる加算率認定申請書及び職員名簿）の写し
4保育士試験一部合格通知書or保育士養成校単位修得証明

【貸付休止】災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で保育補助者が休職中

休職・復職・停職届
※復職したら復職届で報告する

【変更】保育補助者が退職・死亡し、新たな保育補助者を雇上げる場合

1 保育補助者変更申請書
2 保育補助者実習等修了証明書（勤務開始後に実習を受ける場合は保育補助者実習等実施計画書を先に提出すること。）
3 新たな保育補助者の保育士試験一部合格通知書 or 保育士養成校単位修得証明

【解除】保育補助者が退職・死亡し、新たな保育補助者を雇上げない場合

1 辞退届　2返還計画書
3 返還免除申請書（返還が一部免除される場合）

返還通知書、一部返還免除がある場合は返還免除決定通知

【返還猶予】貸付期間終了後1年以内に保育士資格を取得予定

1 返還猶予申請書　2 業務従事証明書
3 保育士試験一部合格通知書or保育士養成校単位修得証明

返還猶予決定通知（猶予期間は、貸付終了後1年を限度とする）

【返還免除】保育士資格取得・登録

※保育士登録が完了したら、当初の貸付予定期間前であっても、貸付は終了しますので、速やかに下記の書類を提出してください。

1 返還免除申請書　2 業務従事証明書　3 保育士勤務環境改善報告書
4 資格登録届　5 保育士証の写し

返還免除決定通知

【返還】貸付期間終了後も保育士資格取得できず、1年以内に取得見込みもない

1 返還計画書、2 保育士勤務環境改善報告書 3 業務従事証明書
4 返還債務免除申請書（一部免除される場合）

返還決定書、一部返還免除がある場合は返還免除決定通知